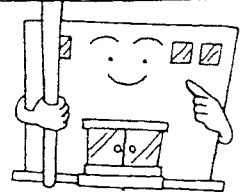


申告相談日程表 (時間：午前9時30分～午後4時)

地区	会場	期日	対象地区
盛里	盛里公民館	2月18日(月)	馬場・神門・久保・曾雄・大平
宝	宝公民館	2月19日(火)	厚原・平栗・加畑
宝	上大幡青年会館	2月19日(火)	上大幡・高畑
宝	宝公民館	2月20日(水)	金井・中津森・下大幡
禾生	田野倉公民館	2月21日(木)	田野倉
禾生	小形山集会所	2月22日(金)	小形山・大原
所得税申告相談	市役所大会議室	2月25日(月)	税務署出張申告相談
禾生	四日市場公民館	2月26日(火)	四日市場・月見ヶ丘
禾生	都留市農協禾生支所	2月27日(水)	古川渡・井倉・川茂
禾生	鹿留公民館	2月28日(木)	古渡・沖・宮下
東桂	上夏狩公民館	3月1日(金)	上夏狩・下夏狩
東桂	十日市場自治会館	3月4日(月)	十日市場
東桂	境公民館	3月4日(月)	境
東桂	農村環境改善センター	3月5日(火)	桂町・蒼竜峽
三吉	三川公民館	3月6日(水)	三吉地区全域
旧上谷	市役所税務課	3月7日(木)	田原一丁目～四丁目・上谷一丁目～三丁目
旧上谷・川棚	市役所税務課	3月8日(金)	上谷四丁目～六丁目・川棚・上谷
開地	文大附属小学校	3月11日(月)	開地地区全域
旧下谷	市役所税務課	3月12日(火)	中央一丁目～四丁目・つる一丁目～二丁目
旧下谷	市役所税務課	3月13日(水)	つる三丁目～五丁目・下谷一丁目～四丁目・羽根子・下谷
市内全地区	市役所税務課	3月14日(木) 3月15日(金)	地区の指定日に相談を受けなかった方

申告と納税は3月15日まで

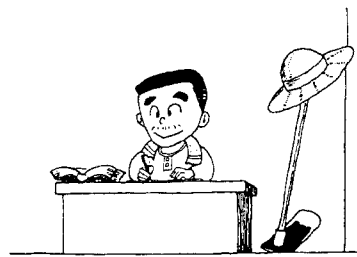


忘れずに申告を!!

市民税・県民税の申告は 2月16日～3月15日までです

今年も、市民税、県民税の申告時期がやってきました。
申告は、市・県民税の課税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。
忘れずに正しい申告をしてください。
市税務課では各地区ごとに「申告相談会」を開き、申告書の記載などについて相談や申告を受け付けます。
なお、申告書の提出は三月十五日までです。

申告をしていただく人



平成三年一月一日現在都留市に住民登録のある人、または実際に市内に居住している人で、次に該当する人は平成二年中の所得を申告してください。

1. 事業所得(営業・農業・その他)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあつた人
2. 給与所得のほかに所得のある人や、給与を二カ所以上から受けている人
3. 給与所得のみの人で次に該当する人
 - ①勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人
 - ②雑損控除・医療費控除を受けられる人
4. 平成二年中に退職した人
5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人
6. 都留市に住所がなく、家屋敷、店舗、事務所、事業所等を有する人

申告にお持ちいただくもの

1. 印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)
※ハガキが届かない人でも該当すると思われる人は申告相談日程表により最寄りの会場においてください。
2. 平成二年中(一月一日から十二月三十一日まで)の所得がわかるもの
 - ①給与所得者は給与支払報告書(すでに市へ提出している人は除く)または事業主の証明書(日数・日給・年間所得額)
 - ②営業所得者、不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積、収入金課税方式で所得金額を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ・畜産の支払証明書
 - ③生命保険料・個人年金保険料の領収書、保険などで補てんされた額を証する書類
 - ④学生は学生証が在学証明書

お願い
各納税組合において、組合長が替わったり、組合員の加入や脱退等があった場合は、すみやかに市役所税務課に届け出をしてください。